



# 児童扶養手当を受けている方へ

～必ずお読み下さい～

**児童扶養手当を受けている方には、いろいろな届出の義務があります。**

届け出が遅れたり、しなかったりした場合には、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返還していただくことになったりしますので、必ず忘れずに提出して下さい。

## 1 現況届

手当が支給されているか、停止されているかにかかわらず、全ての受給者は、毎年8月1日から8月31日までの間に住所地の市町村窓口へ提出することになっています。この届を出さないと、その年の8月以降の手当を受けることができません。なお、2年間この届を提出しないと受給資格がなくなります。

## 2 資格喪失届

受給資格がなくなったとき（次の注意事項をご覧ください）

**■注意■この届出をしないまま手当を受けていると、その期間の手当すべてを返していただくことになります。**

手当を受けている母または父が婚姻したとき	内縁関係や独身の男性または女性と同居の場合も婚姻したものと同じです。また、同居していなくても、定期的な訪問があり何らかの生計費の補助を受けている場合は、婚姻と同様とみなします。
対象児童を養育、監護しなくなったとき	子どもが児童福祉施設へ入所したときや、子どもを里親へ預けたとき、子どもが結婚したときなど。
国民年金、厚生年金の公的年金や遺族補償を受けることができるようになったとき	子どもが年金の加算対象になったときも同じです。
遺棄していた児童の父または母が帰ってきたとき	遺棄していた父または母から電話や手紙などの連絡があった場合や、離婚が成立した場合など。
児童が父または母と生計を同じくするようになったとき	拘禁されていた父または母が帰った場合など。
その他受給要件に該当しなくなったとき	受給者本人や子どもが亡くなったとき、国内に住所がなくなったときなど。

### お問い合わせ

届出やお問い合わせは、下記の窓口へ。

#### 紀の川市役所

- こども課 0736-77-2511（代表）  
0736-77-0863（直通）
- 粉河支所 0736-73-3311
- 那賀支所 0736-75-3111
- 桃山支所 0736-66-1100
- 貴志川支所 0736-64-2525

### 3 額改定届・請求書

養育する子どもの数に増減があったとき。

離婚した父または母と生活していた子どもを引き取った場合や、児童福祉施設に子どもが入所した場合（若しくは入所していた子どもが帰ってきたとき）などです。

### 4 氏名変更届・住所変更届

氏名や住所を変更したとき（県外に転出するときは、転出前にも届出をすること）。

### 5 一部支給停止適用除外事由届出書

手当の受給開始から5年を経過する等の要件に該当する方で、一部支給停止適用除外事由（就業や求職活動をしている等）に該当するとき。（該当者には事前に通知します。）

#### 平成20年4月1日以降の児童扶養手当について

受給資格者(母または父)に対する児童扶養手当は、下記に該当した場合1/2減額されることになっていますが、平成20年4月1日から、就業や求職活動している方、障害や疾病等により就業困難な方等については、必要書類を提出いただければ、従来どおり手当を全部受給できることになりました。

- 支給開始月の初日から5年を経過したとき。
  - 支給要件に該当するに至った月の初日から7年を経過したとき。
- \*ただし、認定請求日において3歳未満の児童を監護する受給資格者は、当該児童が3歳に達した月の翌月の初日から5年を経過したとき。

### 6 その他の届出

銀行口座を変更したとき・証書を亡失したとき  
受給者が死亡したとき・所得の高い扶養義務者と同居または別居したときなど

#### ■注意■

一緒に住んでいる両親や兄弟姉妹は、扶養義務者として所得制限の対象となります。したがって、住民票では世帯が別々になっていても、一緒に住んでいる両親などがある場合は必ず届出が必要です。

この届出をしないまま手当を受けていますと、場合によりその期間の手当全額を返していただくことになります。

#### ■ご注意■

児童扶養手当には、自分で様々な届出をしなければならないルールがあります。また、**偽りその他の手段により手当を受けた場合（無届も含む）は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。**子どもたちが、健やかに育っていくよう、ルールを守って児童扶養手当を受けてください。

### ■児童扶養手当の支給日（支給対象月）

8月11日

(4月から7月分)

11月11日

(8月～10月分)

1月11日

(11月～12月分)

3月11日

(1月から2月分)

5月11日

(3月から4月分)

※平成31年11月から支給月が奇数月に変わります。

※支払日が、土、日、祝日のときは、繰り上げて支給されます。

#### ひとり親家庭支援

##### 「特定者に対するJR定期乗車券割引」制度のご案内

児童扶養手当(全部支給停止となっている方を除きます。)を受給している世帯の方が、「JR通勤定期乗車券」を購入するとき、3割引となります。

ただし、他の割引と併用することはできません。

■対象者 児童扶養手当を受給している世帯の世帯員(受給者)または世帯員

- 手続き JR通勤定期乗車券を購入する前に、市役所での事前手続きが必要。  
次の書類を揃えて、こども課または、各支所窓口へ提出してください。
- 写真(6箇月以内に撮影した縦4cm×横3cm正面上半身のもの)
  - 児童扶養手当証書
  - 特定者資格証明書交付申請書(市役所(支所)窓口にあります)
  - 特定者用定期乗車券購入証明書交付申請書(市役所窓口にあります)

平成31年度

#### 4月からの児童扶養手当額

月額	全部支給	一部支給
1人目	42,910円	42,900円～10,120円
2人目	10,140円	10,130円～5,070円
3人目以降	6,080円	6,070円～3,040円